

## 大規模災害時におけるし尿の収集運搬に関する協定書

相模原市（以下「甲」という。）と津久井環境事業協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時におけるし尿の収集運搬に関する協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるもの）が発生した場合において、し尿の収集運搬に関し、甲が乙に協力を求めるにあたって必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において、し尿とは、避難所等に設置された仮設トイレから排出されるし尿とする。

（協力要請）

第3条 甲は、し尿の収集運搬（以下「協定業務」という。）について、乙に対し、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって協力要請を行う。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で依頼するものとする。

- （1） 必要とする業務の内容及び予測されるし尿の収集量
- （2） し尿の収集場所及び搬入先
- （3） その他必要な事項

（協定業務の実施）

第4条 乙は、前条の協力要請に基づき必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲の指示に従い協定業務を実施する。

2 甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 乙は、協定業務の実施に当たっては、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮する。

（報告）

第5条 乙は、協定業務を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって甲に報告する。

- （1） 協定業務に従事した期間
- （2） 協定業務に従事した時間、人数、車両及び資機材の種類
- （3） 協定業務における搬入先ごとの量
- （4） その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 第3条第1項の規定による協力要請に基づき乙が実施した協定業務に要した費用は、甲が負担し、その額は、甲乙協議の上決定する。

（補償）

第7条 協定業務に従事した者が負傷又は疾病にかかり、廃疾若しくは死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、相模原市消防団員等公務災害等補償条例（平成7年相模原市条例第15号）の規定によりその損害を補償する。

(連絡体制等)

第8条 この協定の実施に関する事項の連絡窓口は、甲にあっては環境経済局資源循環部廃棄物政策課、乙にあっては津久井環境事業協同組合事務局とする。

2 乙は、大規模災害時における円滑な活動が図れるよう応援体制及び情報受伝達体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月15日

甲 相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市  
代表 相模原市長

乙 相模原市緑区小淵2008番  
津久井環境事業協同組合  
代表 理事長